防止設備（一般粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する一般粉じん（同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）を防止するための設備をいう。以下同じ。）の設置若しくは改造であつて一般粉じん防止の能力の変更を伴うもの（3に掲げるものを除く。）	防止設備（一般粉じん発生施設から排出され若しくは飛散する一般粉じん（同条第八項に規定するものをいう。以下同じ。）を防止するための設備をいう。以下同じ。）の設置若しくは改造であつて一般粉じん防止の能力の変更を伴うもの（3に掲げるものを除く。）
6・7　［略］	6・7　［略］
［略］	［略］
1　設置（ばい煙発生施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「振動発生施設」という。）に該当するものに限る。）	1　設置（ばい煙発生施設又は振動規制法第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「振動発生施設」という。）に該当するものに限る。）
2　ばい煙発生施設に該当するものの改造であつて、構造、ばい煙量（大気汚染防止法第六条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）又はばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）の変更を伴うもの	2　ばい煙発生施設に該当するものの改造であつて、構造、ばい煙量又はばい煙濃度の変更を伴うもの
3～5　［略］	3～5　［略］
5　附帯設備	5　附帯設備
(1)・(2)　［略］	(1)・(2)　［略］
(3)　通風設備	(3)　通風設備
［略］	［略］
1　［略］	1　［略］
2　改造であつて、煙突の種類、出口における排出ガスの速度、温度若しくはばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの	2　改造であつて、煙突の種類、出口における排出ガスの速度、温度若しくは大気汚染防止法第六条第二項に規定するばい煙濃度、口径、地表上の高さ又は排出ガス量の変更を伴うもの
［略］	［略］